

平成 28 年 9 月 13 日



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 3,700 万人、うち沖縄支部では約 55 万人が加入しています。

沖縄県薬剤師会と健康づくり包括協定を締結、9 月 15 日に締結式 ～ 健康づくり推進のため関係機関との連携を図る ～

一般社団法人沖縄県薬剤師会(亀谷浩昌会長)と全国健康保険協会(協会けんぽ)沖縄支部(宮里博史支部長)は、県民の健康づくりに関する取り組みを相互に連携・協力して推進するため、「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」(健康づくり包括協定)を締結いたします。

今回の協定は、沖縄県の健康長寿復活に向けて、関係機関が一体となって取り組む姿勢を共有し、健康づくりの取り組みを通じて加入者を含め広く県民の健康増進に寄与することを目的に締結するもので、都道府県薬剤師会と協会けんぽ支部による協定締結は全国で 29 番目になります。

今後の取り組みとして、医薬品の正しい知識や適正使用について理解を深めていただくため、県民への周知・広報等の啓発事業で連携を図るほか、地域の「かかりつけ薬局」の普及に向けた取り組みについて協議を行う予定です。

また、協会けんぽ沖縄支部では、患者様の負担軽減や医療費の抑制のため、医療保険者の立場からジェネリック医薬品の普及を推進していることから、さらなる使用促進に向けて連携を図ってまいります。

協会けんぽ沖縄支部では、これまでに沖縄県や県内 4 市町村(南城市、那覇市、久米島町、読谷村)、沖縄県医師会と健康づくり包括協定を締結しており、今回の協定締結を含め、今後も関係機関とのさらなる連携・協力を図りながら健康づくり事業を推進してまいります。

つきましては、一般社団法人沖縄県薬剤師会との健康づくり包括協定締結にあたり、下記のとおり締結式を行います。

記

- 1 日時 : 平成 28 年 9 月 15 日(木) 15:00～15:30
- 2 場所 : 一般社団法人沖縄県薬剤師会 研修室(島尻郡南風原町字新川 218-10)
- 3 出席者 : 一般社団法人沖縄県薬剤師会 会長 / 全国健康保険協会沖縄支部長 他

包括協定締結の概要、締結式当日の様子等について、ぜひ各種報道等で取り扱っていただきますようよろしくお願いたします。 なお、本件に関する取材等につきましては、締結式以降の対応とさせていただきます。

【添付資料】

- ・「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」の締結について

【お問い合わせ先】

〒900-8512 那覇市旭町 114-4 おきでんビル 8 階
全国健康保険協会沖縄支部
担当: 企画総務グループ 新垣、渡口
TEL:098-951-2246 FAX:098-951-2295

「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」の締結について

1. 目的

沖縄県薬剤師会及び全国健康保険協会（協会けんぽ）沖縄支部が協会けんぽの加入者ひいては県民の「健康長寿」復活を目指して相互に連携・協力した取り組みを進めることにより、県民の健康増進に資することを目的として協定の締結を行う。

2. 経緯

- ① 近年、沖縄県民の健康実態の悪化が言われており、保険者間のみならず、保険者と関係機関との連携・協力した健康づくりへの取組みが求められているところである。
- ② このような状況のなか、医薬品の正しい知識や適正使用について県民に理解を深めていただくことは、県民の健康増進に資することに繋がる。また、このことは、県民が医療機関を受診した際かかりつけ薬局を利用することにより、医薬品について専門的かつ的確なアドバイスを薬剤師より受けることで、より一層の効果が期待できる。
- ③ 一方で、患者様の金銭的な負担軽減という側面からは、ジェネリック医薬品の使用促進を啓発していくことも大切なことであり、併せて、ジェネリック医薬品の使用促進は高騰し続ける医療費の抑制にも繋がることになる。
- ④ 以上のことから、沖縄県薬剤師会と協会けんぽ沖縄支部が連携・協力した取り組みを推進していくことで、県民の健康増進に資するとの共通の認識に至ったことから、今回協定を締結する運びとなった。

3. 連携・協力事業

- ① 医薬品の正しい知識の普及及び適正使用に関すること
- ② ジェネリック医薬品の使用促進に関すること
- ③ かかりつけ薬局の普及に関すること
- ④ その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

4. 期待される効果

- ① 医薬品の正しい知識や適正使用、ジェネリック医薬品の使用促進等について、より効果的な周知広報が可能となり、また、周知広報を行う対象者についても拡大する。
- ② 合同で研修会等を開催することにより、県民に対する新たな啓発の機会を創設することが可能となる。